

『そろそろ高齢の親が心配』と思った時の『老後安心セット』

「いずれは親に代わって、口座などの管理をできるようにしておく必要があるかも」と思いつつ、「まだまだ元気そうだし」とか「手続きが大変そう」と、先延ばしにしている人が多いのではないのでしょうか。しかし、「イザとなったとき」では打てる手が限られてしまいます。

●認知症になるとお金がおろせない

2021年2月、全国銀行協会は認知症の人の親族による預金払戻しなどについての考え方を公表しました（[「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」](#)）。

この文書では、「認知判断能力が低下した顧客との取引をする場合、民法上の法定後見制度である補助人、保佐人の同意を確認のうえ本人との取引を行う、あるいは成年後見人や任意後見制度にもとづく任意後見人を介して、代理取引を行うのが一般的である」と述べています。一方、成年後見制度の利用が進まない現実を踏まえ、親族による引出しを認めるケースを示しましたが、あくまでも特例的な位置づけです。

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が不十分になった人に対し、不動産や預貯金などの財産管理や、介護サービスに関する契約の締結などを支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は判断能力が不十分な人に対し家庭裁判所が保護する人を選任する制度、任意後見制度は判断能力が十分なうちに信頼できる人（任意後見人）を自ら選び、本人がしてほしいと思う事務を委任し、代理権を与えておく制度です。

法定後見制度では、家庭裁判所に選ばれた成年後見人の約8割が司法書士や弁護士などの専門家となって

います。管理財産額によって月額3~6万円程度（※1）の報酬が発生しますし、本人の財産を守るための限定的な支出しか認められず、硬直的な運用が多いと言われています。

●任意後見を核とする安心セット

そこで、自らが信頼する人を後見人を選び、将来の自分の生活や療養看護、財産の管理に関する事務を委任する任意後見契約が有力な選択肢となります。ここでは、本人が意思決定できるうちに準備できることを提示したいと思います。

① 移行型任意後見契約

財産管理委任契約と任意後見契約をリンクさせて締結するものです。財産管理委任契約とは、判断能力の低下はないけれど、加齢や病気で自分のことが自分でできない人のための支援や手配のための契約です。

当初は委任契約に基づいて、本人の健康状態を把握するための見守り、財産管理、身上保護等の事務を行い、判断能力の低下後は任意後見監督人を選任して任意後見契約を開始します。別紙の代理権目録に定期的な収入・支出の管理、各種支払いや納税、医療や介護等に関する事項など、代理権を付与する事項を網羅します。

財産管理委任契約と任意後見契約が一体となった公正証書を作成しますので、契約書を活用することで、任意後見開始前から預貯金の払戻し等が認められるのが一般的です。

② 遺言

誰にどのような配分で財産を遺すかについて、本人（遺言者）の意思を表示します。残される家族の生活を守るため、相続をめぐる無用な争いをなくすためにも重要です。

③ 終末医療等に関する宣言

自分の医療や介護等に関することを、自分で意思表示できなくなった場合に備えて意思表示を行い、「終末

医療等に関する宣言公正証書」を作成します。高齢者が入院したり施設に入居する際に、延命治療をどうするかを尋ねられることが多いので、あらかじめしっかりと考えて準備しておくことが大切です。ただし、延命治療に当たるか否かは医学的判断によらざるを得ない限界はあります。

④ 死後事務委任契約

本人の死亡により、成年後見人はその地位を失うので、基本的には葬儀等の死後事務に関わることはできません。家族に託すことができるなら不要でしょうが、そうでない場合は、前述の財産管理委任契約と任意後見契約が一体となった公正証書の中に、死後事務委任の条項を盛り込んでおくといよいでしょう。

委任できる死後事務とは、葬儀の手配・埋葬・各種届出・生前の入院費等の精算・葬儀関係費用の支払い・部屋の残置物の片付け費用の支払い等で、これらの費用は、本人の財産から代理人が支弁し精算します。

●成年後見制度の限界を補う家族信託

成年後見制度の場合、本人の財産は本人のためにしか使えず、たとえ本人が望んでも家族のためには使えません。また、管理対象の預貯金を株式や投資信託等で運用したり、資産活用で不動産事業を営むなどはできません。その限界を補完するのが、最近注目されている家族信託です。

しかし、業務を担う専門職の知識不足や倫理観の欠如のため、裁判で契約書の一部が無効とされたり、金融機関に信託契約公正証書が有効と認められず（※2）、信託口座（※3）が開けないという事例が出ています。家族信託を数多く手掛ける信頼できる専門職に相談することが重要です。

（クルー 内藤真弓）

（※1）不動産売却などでは別途報酬発生
（※2）遠藤英嗣（2021）『家族信託の実務-信託の変更と実務裁判例』（※3）信託契約に基づき受託者（子）が委託者（親）から信託された金銭を管理するための口座